▲▲　防犯カメラ設置・運用規程

別紙２

１　趣旨

　　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●区が▲▲に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

２　設置目的

　　防犯カメラは、▲▲（区や場所の名称等）における犯罪防止、事故防止のために設置するものとする。

３　設置の場所等

　（１）　設置の場所及び設置台数

　　　　　別紙配置図のとおり、●●に●台の防犯カメラを設置する。

　　　　　（※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示する）

　（２）　設置の表示

　　　　　防犯カメラの撮影対象区域の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

　　　　　表示板には、設置者名の「●●●●（例：第●区や●●商店街組合）」と記載するものとする。

　　　　　（※設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称等の表示を省略できます）

４　管理責任者等

　（１）　防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

　（２）　管理責任者は、●●●●（例：区長・商店街組合長等）とする。

　（３）　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。

　　　　　（※管理責任者自らが防犯カメラの取扱いができない場合など）

　（４）　操作取扱者は、▲▲▲▲（または「管理責任者が指定した者とする」「●●委員」など）とする。

　　　　　（※操作取扱者の指定は、１人とは限らず、複数に指定してもよい。）

５　設置者等の責務

　（１）　設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

　（２）　設置者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならず、設置者等でなくなった後においても同様とする。

６　画像の管理

　（１）　保管場所

　　　　　記憶媒体（ＵＳＢメモリ等）の保管場所は、●●公民館の●●室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

　　　　　（※確実に鍵のかかる部屋の施錠できる机、キャビネット等に保管すること。）

　（２）　立入り制限

　　　　　保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

　（３）　保存期間

　　　　　保存期間は、●●日間とする。

　　　　　ただし、設置者又は管理責任者が特に必要があると判断する場合は、保存期間を延長することができる。

　（４）　画像の不必要な複製等の禁止

　　　　　記録された画像は、不必要な複製や加工を行わないこととする。

　（５）　画像の消去

　　　　　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ確実に消去するものとする。

　　　　　記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で、完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

７　画像の利用及び提供の制限

　（１）　記録された画像は、設置した目的以外に利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者に提供しないものとする。

　　　　①　法令に基づく場合

　　　　②　捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

　　　　③　個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

　（２）　設置者等は、他の者に閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておく。

　　　　　また、画像から識別される特定の人に、その本人の請求により画像を閲覧・提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる範囲で応じることとする。

８　保守点検

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの点検を毎月行い、異常がある時は、速やかに修繕を行うものとする。

９　苦情への対応

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

　　　付　則

　この規程は、令和　年　月　日から施行する。